

宿泊施設の皆様へ！



## 滋賀県宿泊施設感染症対策等補助金

滋賀県では、宿泊施設に安心安全、快適に宿泊していただくため、宿泊事業者が実施される新型コロナウイルスの感染症対策やテレワーク受入環境の整備等の取組に対して予算の範囲内で経費の一部を補助します。(※6/1(月)9時から受付開始となります。)

### 募集要項

例えば こんな事業 に使えます	<b>【宿泊施設において実施する事業】</b> ★マスク、消毒液、デジタル体温計の購入、飛沫防止用アクリル板等を設置する。 ★客室でテレワークを受け入れるためにビジネス用机、椅子の購入、IT環境等の整備。 ★レンタサイクル用自転車の購入やサイクリストのための備品等を購入する。 など
対象者	滋賀県内の宿泊施設の営業許可を受け、①または②の営業を実施する中小企業者 ①旅館・ホテル営業（旅館業法第2条第2項） ②簡易宿所営業（旅館業法第2条第3項）
補助率	3/4 以内
補助上限額	上限 30万円
対象となる 事業	①感染症対策等に関する事業（マスク、消毒液、デジタル体温計等の購入） ②テレワーク受入環境の整備等に関する事業（ビジネス用机、椅子の購入、IT環境の整備等） ③レンタサイクルの導入等に関する事業（レンタサイクル自転車、ヘルメット等の購入）
受付期間	令和2年 <u>6月1日</u> （月）から令和2年 <u>6月30日</u> （火） ※令和2年6月30日（火）当日消印有効 ※先着順ではありません。
申請方法	<u>県ホームページ（電子申請）での提出</u> および <u>郵送（簡易書留郵便）のみ</u>
補助対象期間	令和2年4月7日～令和2年10月31日に完了する事業 ※令和2年4月7日以降に実施しており、すでに完了した事業も対象となります。

※詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kanko/312112.html>

#### <お問い合わせ・申請書の提出先>

滋賀県商工観光労働部 観光振興局 感染症対策補助金担当

〒520-8577 大津市京町4-1-1 県庁東館4階、TEL: 077-528-3787

受付時間: 9時～17時まで（土・日曜日および祝日は除く）

◇ 補助金手続きの流れ

募集案内

交付申請書提出

交付決定

【事業の実施】  
①感染症対策等に関する事業  
②テレワーク受入環境の整備等に関する事業  
③レンタサイクルの導入等に関する事業の実施

実績報告書提出・  
額の確定

補助金交付

<提出書類> ~6月30日(火)まで

- ①滋賀県宿泊施設感染症対策等補助金交付申請書
- ②事業計画書(別紙1)
- ③誓約書(別紙2)
- ④口座振込依頼書(別紙3)
- ⑤補助対象経費の積算が確認できる書類の写し(例:見積書等)
- ⑥宿泊施設の概要が分かる書類  
(例:宿泊施設のパフレット,宿泊施設のホームページの写し等)
- ⑦旅館業法営業許可書の写し
- ⑧振込口座情報が分かる書類(例:通帳の写し、キャッシュカードの写し等)

・交付申請書等の審査を行い、交付決定の通知をします。

・対象事業にかかる「領収書」を残しておいてください。

<提出書類>

- ①実施報告書
- ②領収書の写し等

<提出書類>

・補助金交付請求書